

保護者 様

石原第二保育園  
園長 真嶋良幸

## 保育園における投薬について

保育園でのお薬の取り扱いについて下記内容を、ご確認・ご理解いただきご協力頂けますよう宜しくお願い致します。

### 記

保育園は健康な子供たちの集団生活の場です。風邪等で投薬が必要な間は、ご家庭で休養して下さい。

医師の指示でやむを得ず保育時間中に投薬が必要な場合は投薬依頼書を提出して頂きます。投薬依頼書は主治医に記入を依頼して下さい。診察を受ける時は、お子さんが保育園に通園していることを伝え、保育園では原則として薬の使用が出来ないことをお伝え下さい。(1日2回の内服に出来ないか。1日3回のお薬を朝・降園後・寝る前の服用に出来ないかなどのご相談をするようお願い致します。)

主治医が記載した投薬依頼書は必ず保護者が署名捺印のうえ、投薬依頼書・お薬の指示書・1日分の薬の3点を一緒に、職員にお渡し下さい。3点が揃っていないと投薬出来ません。また、市販薬や風邪薬は投薬出来ません。長期間の投薬が必要な時は診断書が必要になります。担任に相談して下さい。

★投薬依頼書 (主治医が記載し保護者が署名捺印したもの)

★お薬の指示書 (病院や薬局でだされたもの)

★お薬 (1回ずつに分け1日分。クラス名・名前を記載したもの)

上記の物は毎日お返ししますので、

投薬期間中は、毎日上記の3点を職員に手渡しして下さい。